

2026年3月24日

独立行政法人 国際協力機構  
理事長 田中 明彦 殿

ネパール国ナグドゥンガ・トンネル建設事業に係る  
異議申立審査役による調査報告書に対する意見書

南アジア部長  
審査部長  
ネパール事務所長

## 1. 背景

「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」（以下、本事業）は、ネパールの首都カトマンズと主要都市を結ぶ幹線道路上にあるナグドゥンガ峠にトンネルを建設し、当該区間の運輸交通網を円滑化させることを目的に、2016年12月に円借款の貸付契約が署名された。

本事業では、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下、JICAガイドライン）に基づき、事業計画段階から実施段階に至るまで、プロジェクトが環境や社会影響に与える影響を回避、または最小化し、相手国等がJICAガイドラインで求める要件を満たすよう、取り組みの確認や協議を行う等、環境社会配慮の支援を行ってきた。

2025年8月7日、申立人より国際協力機構（以下、JICA）の異議申立審査役（以下、審査役）に対し、本事業に係る異議申立書が提出された。本異議申立書を受け、審査役により「予備調査」（8月22日～10月24日）及び「本調査」（10月25日～2月24日）が実施された。この間、南アジア部及びネパール事務所（以下、「事業担当部署」）及び審査部は、異議申立書での指摘事項に対する認識、対応等につき、審査役に説明を行った。

2026年2月24日、審査役よりJICA理事長に対し、「ネパール国ナグドゥンガ・トンネル建設事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」（以下、調査報告書）が提出された。調査報告書では、本事業において、「水供給プログラムの計画策定段階でJICAガイドラインの不遵守に該当する時期があった」と判断された。また、「その他の点については、JICAガイドライン上の不遵守があったとまではいうことができない」との判断がなされたうえで、JICAに対し改善点の提言がなされた。

## 2. 事業担当部署の見解（「水供給プログラム」の対応及び代替給水の実施について）

本事業の環境影響評価（EIA）は2015年に実施され、トンネル建設に伴う地下水の低下や湧水の減少等の影響可能性が示されている。これに基づき、2017年～2018年の詳細設計段階において、影響が生じる可能性が高い水源や住民のインベントリ調査が行われ、将来的な人口増も踏まえた新たな給水設備の整備を目的とした「水供給プログラム」が検討された。同プログラムは、住民との協議を経て最終化され、事業実施機関であるインフラ交通省道路局（以下、「道路局」）と、今次申立の被影響地域であるチャンドラギリ市と

の間で覚書が締結され、円借款の支援対象として整備が行われた。

本事業の土木工事契約は2019年11月に締結され、「水供給プログラム」も同時に着手された。当初、「水供給プログラム」は2020年11月に完了する予定であったが、2020年初頭からの世界的なコロナウィルス感染拡大に伴い、ネパールでは長期的な外出制限措置が講じられ、同プログラムの完了は2021年11月と遅延を余儀なくされた。また、「水供給プログラム」を通じて掘削された深井戸の水位が運用開始後に低下する等、不測の事態も生じた。

道路局は、こうした不測の事態により問題が生じた場合に備え、予め、水供給の代替措置として給水車による住民への水供給を計画していた。給水車による水供給は、最も迅速且つ即効性の高い給水手段として検討された方策であり、既存水源からの給水に影響が生じ始めた2021年5月以降、個別世帯の水需要に応じて巡回し、住民に対して給水が行われた。水需要の高まる時期は追加的な車両配備も行い、給水車によって、2024年5月まで、延べ3,425台、2,397.5万リットルの提供が行われた。また、深井戸の水位低下に対しては、道路局が新たな深井戸の掘削地を住民と協議し、追加的な掘削工事による恒久的な給水システムの整備を進め、現在は全ての工事が完了している。

上述のとおり、本事業では事業開始後にコロナ禍での長期的な行動制限や深井戸の水位低下等、予見困難な事象が発生したが、道路局は、水供給に問題が生じた際、代替措置として予め準備していた給水車による対応を迅速に開始し、影響の最小化を試みながら事業を実施してきたと考えている。JICAは、こうした水供給の代替措置を含め、道路局による対応を一貫してモニタリングするとともに、道路局及びネパール政府関係機関（以下、「道路局等」）に対し、住民との適切な対話の継続、代替方法での適切な水供給の実施、恒久的な給水システムの早期完了について、継続的な働きかけを可能な限り行ってきたと認識している。

しかしながら、人々の生命と生活に直結する飲用水の重要性から、今般の調査結果を重く受け止め、審査役の提言に対し、事業担当部署として、以下3.の方針に基づき対応する。

### 3. 事業担当部署の今後の取組

#### **提言（1）地域住民の生命と生活を十分に考慮し、被影響住民に寄り添った形での協力の推進**

飲用水と灌漑への影響が早い段階から予測されており、影響が出た案件である。給水システムを構築するという対策は当初から決まっており、実施したものの遅れが生じていた。飲用水という人々の命と健康に直接的に影響を与える給水事業については、まずは地下水の減少や井戸水の枯渇という問題が生じる前に完遂させ、その後、プロジェクト全体の事業を進めるべきである。本事業において、事業引き渡し後の一定期間は、被影響住民の給水システムに問題がないかについて、実施機関が引き続きモニタリングを行うようにJICAから働きかけを行い、確認をしていただきたい。

本事業において、今後とも実施機関等により、適切なタイミングでの緩和策の実施が

なされるよう努めていく。

現在、本事業の被影響地域における給水システムの整備は完成し、住民の代表で構成される水管理委員会の下で運用されていることを確認している。今後も、事業引き渡し後の一定期間、給水システムに問題がないかを道路局が適切にモニタリングするよう働きかけを行い、その結果を確認する。

**提言（２） 飲用水と灌漑に関する地下水や水源へのアクセス回復と、水使用料について**

飲用水と灌漑に関する地下水や水源へのアクセスは、可能な限り、工事前と同じ水準まで回復するよう、実施機関が予定している本リフティング事業が遅延なく進むよう、JICA も引き続き進捗を確認し、対話を通じて働きかけを行い、且つ必要な支援をしていただきたい。加えて、本リフティング事業、及び道路局とチャンドラギリ市間の本合意書に基づき実施された本給水プロジェクトの下における給水使用の有料化については、本事業があったからこそ必要となった対策であるという背景を考慮し、政府関係機関と住民間の対話を続け、全関係者の同意に基づく形での持続可能な給水事業になるよう、JICA としても進捗を確認し、必要な助言をしていただきたい。

道路局は、「リフティング事業」の実施について、関係省との調整や、隣接する自治体・住民からの了解及び実施可能性の技術的検討が必要との見解を示している。また、「水供給プログラム」を通じて新たに導入された給水設備は、事業完了後、自治体に施設管理が移管され、他地域と同様に、ネパールの関連法に基づき、設備の運営維持管理費用を住民が分担して負担することとなっている。

そのため、「リフティング事業」の実施や、事業完了後の給水使用の無料化については、地域住民間で新たな係争が生じないように、今般の申立の被影響地域に加え、近隣の自治体や住民との公平性も考慮し、慎重な検討が必要であると認識している。

今後とも、道路局等が近隣の自治体や住民を含めて丁寧な対話を継続し、全ての関係者間の同意に基づく対応が検討されるよう、進捗を確認し、必要な働きかけを行う。

**提言（３） 灌漑からの影響と農作物に対する補償（「農地でない場所」であっても、損失があったことへの補償）**

道路局及び灌漑局は、農地利用が正式に表明され、農地登録をされた土地で損失の影響があった場合の補償申請は受け付け、対応済とのことであった。他方、農地登録をしていない土地での農業活動についても、雇用や生計手段等への影響という視点では影響のスコープに入っており、これらについても、実施機関等が適切な対応を検討するよう、JICA より働きかけをし、それら対応策の確認をしていただきたい。また、それら対応策が確実に実施されるよう、JICA より実施機関等に対し働きかけをしていただきたい。

今回の提言を踏まえ、農地登録をしていない土地での農業活動について、道路局等が

本事業実施による住民の生計手段への影響有無を確認し、影響が認められる場合には、住民が農地利用を表明しない背景にも留意し、適切な対応策の検討と実施がなされるよう、引き続き必要な確認と働きかけを行う。

**提言（４）モニタリング項目の必要に応じた見直しと報告時のフォーマットの工夫**

モニタリング項目について、相手国等と JICA との間で本ミニッツにおいて合意済みであるものの、定期的な進捗の更新の際には、特に被影響住民の経済社会面に留意しつつ、必要に応じて見直すこと（追加する項目がないかなど）を強く勧める。本事業は引き渡し後も 2 年ほどはモニタリングが続くため、現状の数値データの報告にとどまらず、JICA 職員が確認した際に注視すべきリスクを把握しやすい記載方法について、実施機関等と協議していくことを強く勧める。特に、モニタリング項目について、例えば、「ワークプランと異なった事項」、「緊急に対応した事項（緊急に対応が必要になった事項）」など、見出しを工夫するだけで、JICA 側の担当者にも目につきやすくなると考えられるため、これらのフォーマットや書き方について留意していただきたい。

本事業においては、案件審査時に合意したモニタリングフォームに加え、道路局や事業関係者等からの情報収集やプロジェクト進捗報告書等を基に、被影響住民の経済・社会面も含めた環境社会配慮モニタリングを実施してきた。本事業では、フォーマットや記載方法により、JICA 側の担当者のモニタリング上の支障は生じていないと認識しているが、今後の事業実施状況を踏まえ、必要に応じてモニタリング項目の追加やフォーマットの見直しに努める。

以上